

「答申案に対する確認書」のとりまとめについて

| | |
|--------------|--|
| 1 はじめに | |
| P 1 10行目 | |
| 修正前 | さらには、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応、地震や地球温暖化が一因とされる異常気象が引き起こす自然災害への対応、長期化するウクライナ情勢等複雑さを増す国際情勢やそれらが市民生活に及ぼす様々な影響への対応といった課題に対し、市民生活の安全と安心を <u>保証するべく</u> 、その地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案、執行が求められている。 |
| 意見要旨 | 「保証するべく」では意味合いが重すぎるのではないか。 |
| 修正後 | さらには、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応、地震や地球温暖化が一因とされる異常気象が引き起こす自然災害への対応、長期化するウクライナ情勢等複雑さを増す国際情勢やそれらが市民生活に及ぼす様々な影響への対応といった課題に対し、市民生活の安全と安心を <u>守るため</u> 、その地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案、執行が求められている。 |
| 4 審議の前提となる状況 | |
| P 1 下段 | |
| 修正前 | (1) 政府は、令和4年 <u>3月</u> に発表した月例経済報告で、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについて「感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としつつも、「ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また感染症による影響を注視する必要がある」ことを加えている。 |
| 意見要旨 | 3月発表から直近の5月発表に変更すべきでないか。 |
| 修正後 | (1) 政府は、令和4年 <u>5月</u> に発表した月例経済報告で、「景気は、持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としつつも、「中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある」ことを加えている。 |

「答申案に対する確認書」のとりまとめについて

| | |
|----------|--|
| 5 審議での議論 | |
| P 3 中段 | |
| 修正前 | ・議員報酬については平成23年7月から平成27年4月まで、平成27年7月から平成31年4月まで議員提出による特例条例により、5%減額してきた経緯がある。審議会に諮問することなく、 <u>議員各位</u> が自らそういった決断をしてきたことを尊重し、この答申により、本則に定める報酬額から5%を減額することで、議会の意思を追認するべきである。 |
| 意見要旨 | 議員提案の場合には特別職報酬等審議会への諮問は条例で求められていない。また議員それぞれ異なる判断をしたことも考えられ、議会総体の判断として捉えるべき。 |
| 修正後 | ・議員報酬については平成23年7月から平成27年4月まで、平成27年7月から平成31年4月まで議員提出による特例条例により、5%減額してきた経緯がある。審議会に諮問することなく、 <u>議会</u> が自らそういった決断をしてきたことを尊重し、この答申により、本則に定める報酬額から5%を減額することで、議会の意思を追認するべきである。 |
| 5 審議での議論 | |
| P 4 4行目 | |
| 修正前 | ・全国の各市町村と比較すれば、東久留米市の特別職の報酬は決して安いとは言えない。過去からの経緯を踏まえても減額する余地はあるが、しっかりと職責を果たしてもらうといった期待を込めて現状維持とすることが望ましい。 |
| 意見要旨 | 減額3名、現状維持5名と意見は拮抗しており、もう少し厳しい表現が望ましいと考える。「過去からの経緯を踏まえても減額することは十分に考えられるが、現状維持とするならば、各議員はこれまでを上回る職責を果たすべきである。」 |
| 修正後 | ・全国の各市町村と比較すれば、東久留米市の特別職の報酬は決して安いとは言えない。過去からの経緯も踏まえ減額すべきである。 ・これまでの議論を踏まえれば、特別職の報酬を減額すべきという意見も理解できるが、市の発展のためには、特別職としてさらに力を発揮してもらう必要がある。そういった今後への強い期待を込めて、現状維持とすることが妥当である。 |

「答申案に対する確認書」のとりまとめについて

| | |
|----------------------|--|
| 6 結論（特別職報酬等の適正額について） | |
| P 4 中段 | |
| 修正前 | 平成15年から令和3年までの東京都人事委員会の勧告について、平成15年の支給額を1とした場合、令和3年の支給率は0.9758であり、2.4%しか変動していないことが確認できる。 |
| 意見要旨 | 2.4%という変動について客観的に記すべき |
| 修正後 | 平成15年から令和3年までの東京都人事委員会の勧告について、平成15年の支給額を1とした場合、令和3年の支給率は0.9758であり、2.4%の変動幅が確認できる。 |
| 附帯意見 | |
| P 6 上段 | |
| 修正前 | ○東久留米市特別職報酬等審議会条例において、「給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」と定められているが、給料の額に関する条例を議会に提出しない場合においても、特別職の特定個人としてではなく、特別職全体に係る成果と報酬額の適正性を担保する観点から、特別職任期中に最低でも一回は審議会の意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。 |
| 意見要旨 | 条例が減額を求める際にも適用除外には条文上なっておらず、まず、この点の手續違反を記述することが、任意的な諮問を求める際の前提になるのではないか。 また特別職の任期がそれぞれバラバラになることも考えられ、それぞれの任期中に意見を聞くことまで求める必要はないと思われるので。条例上の義務の名宛人は「市長」であることから、「市長」と記載してはどうか。 |
| 修正後 | ○「特別職の報酬等について」と題する旧自治省自治事務次官通知によれば、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期す必要があると認められる」ことから、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として特別職報酬等審議会を設置することを求めている。東久留米市においては、平成15年に設置された審議会以降、本審議会まで、審議会が設置されていないにも関わらず、特別職の職員の額の決定が行われている。本審議会においては、このことについて、国が示す特別職報酬等審議会設置の主旨に沿っているとは言い難いという点で意見が一致した。ついては、特別職全体に係る成果と報酬額の適正化を担保する観点からも、報酬額の適正性について、市長の在任中に最低でも一回は審議会を設置し、定期的に意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。 |

「答申案に対する確認書」のとりまとめについて

| | |
|--------|---|
| 附帯意見 | |
| P 6 下段 | |
| 修正前 | についてはその用途について市民への公開を進めることを前提に東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額に合わせ、年額120,000円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。 |
| 意見要旨 | 報酬等の額について審議を進める中で政務活動費の額についても附帯意見に加えることとしたが、市民への公開が前面に出てしまう表現になっている。 |
| 修正後 | については東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額と同額となる年額120,000円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。合わせて、政務活動費の用途に関する市民への情報公開についても内容の充実を図ることを要望するものである。 |